

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和53年8月に自営業となったことから国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に、A銀行で納付した。

申立期間当時は、自営業を始める前まで勤務していた事業所からの退職金があったこと、及び自営業も順調であったことから経済的に余裕があり、国民年金保険料を納付していた期間の途中の3か月だけを未納とすることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く自身の国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付済みである上、申立人の妻も、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間について、付加保険料を含む保険料が全て納付済みとなっていることから、申立人夫婦の国民年金に係る手続及び保険料納付を行っていたとする申立人は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人夫婦について、申立期間前後の期間の国民年金保険料が共に納付済みであり、申立期間において、保険料の納付が困難な状況にあったと推認される事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦共通の国民年金保険料納付済期間において、B市の国民年金被保険者名簿で保険料の納付日が確認できる期間については、全ての月の保険料納付日が夫婦同一であり、このことは、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張と一致する。

加えて、申立人の妻に係る特殊台帳（マイクロフィルム）の昭和 55 年度の摘要欄に、「納付書送付」と記載されており、申立人の妻に対し、申立期間と同一の期間について、国民年金保険料の過年度納付書が送付されていることが確認できるところ、同様に当該期間の保険料が未納とされている申立人に対しても、同期間に係る保険料の過年度納付書が送付されたものと考えられ、保険料の納付意識の高かった申立人が、これらの納付書により、申立人夫婦に係る申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料のうち、定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和53年8月に私の夫が自営業となったことから、夫に国民年金の切替手続を行ってもらい、申立期間の国民年金定額保険料及び付加保険料については、夫がA銀行で納付してくれた。

申立期間当時は、夫が自営業を始める前まで勤務していた事業所からの退職金があったこと、及び自営業も順調であったことから経済的に余裕があり、国民年金定額保険料及び付加保険料を納付していた期間の途中の3か月だけを未納とすることは考えられない。

申立期間の国民年金定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く申立人の国民年金加入期間について、付加保険料を含む国民年金保険料が全て納付済みとなっていることから、申立人夫婦の国民年金に係る手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人夫婦について、申立期間前後の期間の国民年金保険料が共に納付済みであり、申立期間において、保険料の納付が困難な状況にあったと推認される事情も見当たらない。

さらに、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）の昭和55年度の摘要欄に、「納付書送付」と記載されており、B市の国民年金被保険者名簿で確認できる申立期間及びその前後の期間に係る国民年金保険料の納付状況により、

当該納付書は申立期間の保険料に係る過年度納付書であったと認められることから、保険料の納付意識が高かった申立人の夫が、当該納付書により過年度納付することが可能な申立期間の定額保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、国民年金付加保険料については、定額保険料が現年度納付されている月についてのみ納付することができるものとされているところ、前述のとおり、申立期間の保険料に係る過年度納付書が送付されており、当該期間の定額保険料が現年度納付されていたとは考え難く、ほかに申立期間の定額保険料が現年度納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間に係る定額保険料が納付された時点において、同期間の付加保険料については納付できなかったものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
平成9年4月1日付けでA社から関連会社であるB社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る異動辞令及び同社の回答により、申立人は同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（平成9年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は同保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年3月6日から同年12月1日まで
昭和25年3月6日にA社B支店に入社したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年12月1日になっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録、A社から提出された従業員カード及び同社の回答により、申立人は、当該期間において同社B支店に正社員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社作成の勤務証明書には、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得時の届出書は保存されていないものの、申立人は在籍期間中、厚生年金保険に加入していた旨が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が入社した年の前年及び翌年の3月途中にA社B支店に採用されたと供述する同僚二人は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、いずれも入社した年の4月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる一方、それらの者からは、申立人が入社した年とその前後の年で同支店における同保険の加入の取扱いが異なっていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、昭和 25 年の 3 月途中で A 社の他の支店に採用されたと供述する、申立人と同期入社と同僚 3 人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)は、当該支店に係る被保険者名簿により、いずれも同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及び上述の同僚 5 人のうち 4 人は、「3 月は試用期間あるいは研修期間のような扱いであったと思う。」と供述している上、そのうち 3 人は、「厚生年金保険料の控除は、1 か月分の給与が普通に支払われるようになった 4 月からであったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社 B 支店において昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店に係る昭和 25 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 25 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び A 社から提出された従業員カードにより、申立人は、当該期間において同社 B 支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前記 1 のとおり、申立人の入社年の前年及び翌年の 3 月途中で A 社 B 支店に採用されたと供述する二人の同僚、及び昭和 25 年の 3 月途中で同社の他の支店に採用された、申立人と同期入社 of 3 人の同僚は、いずれも 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、そのうち 3 人の同僚は、「厚生年金保険料の控除は、4 月からであったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から49年3月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を48年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から49年2月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から49年3月21日まで
昭和47年7月に、A社の社長の勧めで同社に入社し、当初はアルバイト従業員として勤務していた。

昭和47年12月に、正社員にしてほしいと社長に頼んだところ、48年3月に正社員となったが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が49年3月21日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社へ入社するに至った経緯に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和47年7月に当該事業所に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和48年3月頃にアルバイト従業員から正社員となった経緯について具体的に供述しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚は、「私は申立人と同じ職種で勤務していた。当該事業所で勤務していたアルバイト従業員を覚えているが、申立人の勤務形態はその人とは違い、私たち正社員と同じであった。申立期間及び

その後の期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述している。

さらに、被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚9人のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会し、全員から回答を得られたところ、このうち、自身の入社時期を記憶している4人は、「正社員として入社した。厚生年金保険の被保険者資格取得日は入社時期と一致している。」と回答している上、4人のうち2人は、「入社当初から、厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しているほか、当該事業所における厚生年金保険の加入について、事業主から希望を聞かれたとする者はいないことから、当該事業所では、正社員については全員、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

一方、申立人は、昭和48年3月頃にアルバイト従業員から正社員となったことが認められるものの、先述の同僚5人のうち、申立人と同職種であったとする3人については、被保険者原票によると、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した月が、いずれも4月であることが確認できることから、申立人の当該事業所に係る同保険の被保険者資格取得日については、同年4月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から49年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚に係る標準報酬月額の推移及び申立人の当該事業所に係る昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、48年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から49年2月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和49年3月21日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年4月から49年2月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
昭和53年4月から55年5月までB社（現在は、C社）に継続して勤務した。

しかし、年金記録によると、入社当初はA社という会社で厚生年金保険に加入し、昭和53年9月30日に同社で同保険の被保険者資格を喪失後、同年10月2日にB社で同資格を取得しているため、同年9月の加入記録が欠落している。

申立期間において異動は無かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所索引簿によると、B社は昭和53年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年9月30日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で同資格を取得している者が83人（申立人を含む。）確認できるところ、このうち複数の同僚が、「申立期間当時はB社に継続して勤務しており、異動はしていない。」と供述していることから、B社は、同社に勤務する社員の厚生年金保険について、申立期間以前は関連会社であるA社（昭和54年7月12日付けでB社に合併）を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、上記の同僚のうち一人が保管する給与明細書によると、昭和 53 年 9 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。

A社には平成5年4月30日まで勤務し、同年4月分の社会保険料を現金で支払った際の領収証を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管するA社が発行した平成5年4月分の社会保険料の領収証により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記領収証により確認できる厚生年金保険料額及び申立人のA社に係る平成5年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成5年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4453(事案 3149 及び 4280 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 11 月 1 日まで
② 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 11 月 30 日まで

申立期間①については、A社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録の確認を2度にわたって第三者委員会に行ったが、2度とも認められないとの通知をもらった。

今回、新たに、当該事業所を退職する間際に出席した友人の結婚式の披露宴において撮影した写真のコピー(昭和62年11月*日と手書きされたもの)等を提出するので、再調査の上、申立期間①に加え、申立期間②についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にA社に勤務していたことは推認できるが、i) 商業・法人登記簿によると、当該事業所は平成14年12月3日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚12人に照会したところ、このうち回答が得られた5人からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、iii) 申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は、「当初の申立てに対する第三者委員会の決定に納得できない。申立期間①においても当該事業所が継続して事業を行っていたことに関する複数の資料を提出するので、再度調査してほしい。」と主張しているが、申立人から提出されたこれらの資料では、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できないこと、ii) 新たに当該事業所の当時の取締役から回答が得られたものの、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の当該事業所の所在地が分かる地図等並びに当該事業所を退職する間際に出席した友人の結婚式の披露宴において撮影した写真のコピー及び当該事業所の事業状況が分かる複数の資料(信用録等)を提出した上で、「私が退職した時期は、A社が所在地を変更(B市C町から同市D町に移転)した時期及び友人の結婚式の時期とほぼ同じであった。したがって、申立期間①のみならず、申立期間②も当該事業所に引き続き勤務していたので、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずである。」と主張している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされている。

申立期間①について、申立人から提出された当時の当該事業所の所在地が分かる地図及び電話帳並びに写真のコピーにより、当該事業所が昭和62年11月頃にその所在地を変更したことは推認できるものの、これらの資料及び別に提出された事業状況が分かる複数の資料からは、申立人が当該事業所を退職した日までは特定することができず、また、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できない上、申立人は、申立期間①の一部及び申立期間②の全部を含む60年1月1日から平成6年1月18日までの間、国民健康保険に加入していたことが確認できることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、今回新たに申し立てられた申立期間②については、商業・法人登記簿によると、上述のとおり、当該事業所は平成14年12月3日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務

実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述のとおり、申立人から提出された各種資料により、当該事業所が昭和 62 年 11 月頃に事業所の所在地を変更したことは推認できるものの、これらの資料からは、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用並びに同保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、前述のとおり、申立期間②において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

その上、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 12 日から 37 年 4 月 12 日まで
② 昭和 37 年 4 月から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A社B事業所に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額より低額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、昭和 37 年 4 月にC社D出張所に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 7 月 1 日となっているので、同資格取得日を訂正してほしい。

申立期間③については、C社D出張所に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額より低額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間④については、C社E出張所に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額より低額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B事業所で現場作業員として業務に従事し、給与は日給で1,000円、1か月当たり2万5,000円以上であった。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和38年2月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役4人のうち2人は、既に死亡しており、他の二人は所在が不明である上、A社の後継会社であるF社は、「当時の資料が廃棄されているため、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除額については分からない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち生存及び所在が確認できた5人に照会し、3人から回答が得られたところ、このうち申立人と同様の職種であった二人のうち一人は、「記憶している当時の給与額と年金記録における標準報酬月額は、おおむね合致していると思う。」と供述しており、他の一人は、「当時、リーダーであった者でも2万円ぐらいであった。私の給与は、1万5,000円もなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同時期に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる35人（申立人を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた14人に照会し、4人から回答が得られたところ、このうち当時の給与支給額を記憶していた二人は、「給与支給額と標準報酬月額とはおおむね合致している。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿によると、上述の35人の厚生年金保険の被保険者資格取得時における標準報酬月額は、申立人が主張する給与月額に基づく標準報酬月額（2万6,000円）よりも低額であることが確認できる上、申立人の資格取得時、昭和35年10月の定時決定及び36年10月の定時決定における標準報酬月額と、当該35人のうち申立期間①を通じて被保険者記録が確認できる5人の当該時期における標準報酬月額とを比較しても、申立人のそれが特に低額であったとは認められない。

その上、上記被保険者名簿を確認しても申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のC社D出張所に入社した経緯に関する具体的な供述、申立人とほぼ同時期に当該事業所に入社した同僚の供述及び申立人から提出された昭和39年6月26日付けの履歴書の記載内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたこ

とは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、C社は、平成13年10月1日に同じ名称のC社と合併したことにより解散していることが確認できる上、当時の代表取締役二人は、いずれも死亡していることから、現在のC社に照会したところ、同社は、「申立てに係るC社は、当社と合併して解散しており、当時の資料が廃棄されているため、何も分からない。」と回答していることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間②、③及び④当時の同僚として名前を挙げた6人のうち2人は、既に死亡しており、他の4人は所在が不明であることから、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間②及びその前後の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた18人に照会し、10人から回答が得られたところ、このうち入社時期を記憶していた7人のうち4人（申立人と同様に、A社B事業所を退職し、すぐに当該事業所に入社したと供述する二人を含む。）は、いずれも、本人が記憶する入社日から4か月から1年3か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立期間②当時、事業主は、従業員について一律に同保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社D出張所に勤務していた期間の給与は日給で1,000円、1か月当たり2万5,000円以上であった旨を主張している。

しかしながら、上記2のとおり、当時のC社を承継した現在のC社は、「当時の資料が廃棄されているため、何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間③における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後の期間に、同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者18人に照会したところ、10人から回答が得られたものの、これらの者からは、申立人が申立期間③においてその主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたこ

とをうかがわせる供述及び資料を得ることができなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人と上記18人のうち申立人と同年齢である被保険者3人の合計6人の標準報酬月額、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であったとは認められない。

- 4 申立期間④について、申立人は、C社E出張所に勤務していた期間の給与は、1か月当たり2万8,000円であった旨を主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和62年3月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、上記2のとおり、当時のC社を承継した現在のC社は、「当時の資料が廃棄されているため、何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間④における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間④及びその前後の期間に被保険者記録が確認できる7人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、これらの者からは、申立人が申立期間④においてその主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることができなかった。

さらに、上記被保険者名簿により昭和38年4月1日に申立人と同じくC社D出張所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社E出張所で同資格を取得している被保険者39人は、いずれも資格の喪失時と取得時の標準報酬月額が同額で推移していることが確認できる上、このうち、申立人と同年齢の3人の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であったとは認められない。

- 5 申立期間③及び④について、C社D出張所及び同社E出張所に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 29 年頃まで
② 昭和 36 年 1 月 12 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 12 月 31 日から 37 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 27 年 4 月から 2 年ぐらい A 社に季節雇用者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②及び③について、昭和 32 年 3 月 18 日から 36 年 12 月 31 日まで B 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 27 年 8 月 1 日であることから、申立期間①のうち同日より前の期間については、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「勤務記録票の保存期間は 30 年であるため、申立人の申立期間①における勤務実態は不明である。当時の季節雇用者に対する社会保険の取扱いについては、現存する書類が無いため確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 27 年 8 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 12 人に照会したところ、回答が得られた 8 人はいずれも申立人と

は別の勤務地であるため申立人を記憶していない上、自身の勤務形態が季節雇用であったとする二人は、「他の季節雇用者や厚生年金保険の加入については分からない。」と回答していることから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立期間①に係る当該事業所の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、B社は、昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間②について、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 36 年 1 月 12 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に同資格を再取得している者が 19 人（申立人を除く。）確認できるところ、このうち 9 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち 2 人を含む。）に照会し、回答が得られた 3 人のうち 1 人は、「私も申立人と同じ職種であったが、昭和 36 年の冬は仕事が無く、半分ぐらいの者は冬期間は給料が払えないので休んでほしいとのことであった。厚生年金保険の被保険者記録が途切れているのはそのためであり、申立人も同じである。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が継続している者のうち 8 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち 1 人は、「冬の期間は休んでいる者が半数ほどいた時期があった。私は入社したばかりだったので通して働いたが、古株の人ほど休んでいたもので、申立人もそうだったのではないか。」と供述しており、当該供述は、前述の者の供述と符合する。

加えて、申立期間③について、上述の回答が得られた 8 人のうち 5 人及び申立人が名前を挙げた別の一人は、申立人を記憶しているものの、いずれの者も「申立人が辞めた時期は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。